

15のいす

「法テラス」 の活動について

最高裁判所判事
中川了滋

本誌第70号に津野最高裁判所判事が「法テラスに期待する」と題して、司法面での格差解消に大きな役割が期待される「法テラス」の今後の活動といっそうの機能強化に注目したい、旨の記事が掲載されている。今回の司法制度改革での3つの柱の1つとして「国民の期待に応える司法制度の構築」が掲げられ、総合法律支援法が制定されて「民事刑事を問わず全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスが受けられる社会の実現を目指すこと」を基本理念として、総合法律支援の実施を国の責務と定め、その事業を担当する機関として日本司法支援センター、通称「法テラス」を設立するに至ったものである。

法テラスが行う下記の業務はいずれも司法制度の充実に寄与する公共性の高い事業であり、裁判を受ける権利を実質的に保障する制度の整備として高く評価されるものである。司法権を担う裁判所としても、できる限りの協力をする必要があると思う。法テラスは平成18年10月2日に業務を開始し平成19年10月2日で満1年を経過した。その実績（概数）は次の通りである。

情報提供業務 中野坂上のコールセンターと全国50カ所の地方事務所で利用者の



多様な相談分野についての問い合わせに応じて、法制度に関する情報や相談機関・団体等に関する情報を提供する業務であるが、この1年で約36.5万件であったことである。この事業は法テラスの存在及び業務内容をいかにして国民に知らせるかが重要であるところ、裁判所の窓口にも相談者が訪れるが、これら相談者をスムーズに法テラスに誘導することや法テラスの広報に協力することが必要であろう。

国選弁護業務 従来弁護士会及び裁判所が行っていた業務を引き継いだもので、概ね順調に運んでいるようである。平成19年11月からは付添人国選業務が加わり、平成21年からは被疑者国選の対象事件が大幅に拡大される。

民事扶助業務 法律扶助協会から承継した業務であり、件数は更に増加している。法律相談援助が13.5万件、代理援助6.6万件、書類作成援助4千件であった。

犯罪被害者支援業務 専門職員による情報提供業務が1.1万件であったが、犯罪被害者案件に精通した弁護士の紹介業務も行っている。将来は被害者代理業務も加わる可能性がある。